

「憲法9条にノーベル平和賞を」

実行委員会ニュース No.12

2016-2-19 発行

憲法九条の素晴らしさを共有し、守り、活かし、世界に向けて広めていく取り組みの一つとして、思想・政党・宗教などのあらゆる違いを超えて、「憲法9条にノーベル平和賞を」の一点で一致し、協力して活動しています。

2016年度 推薦人 181名！

署名 70万5274筆！（目標 100万人！）

発行責任者：石垣義昭 090-9159-5363

ネット署名：<http://chn.ge/1bNX7Hb>

ブログ：<http://nobel-peace-prize-for-article-9.blogspot.jp/>

FB：<https://www.facebook.com/nobelpeace9jou>

メール：c.npp4a9@gmail.com

**戦争しない憲法9条は世界的に素晴らしい国家プロジェクト！
「日本国民」みんながノーベル平和賞候補！さあ、前に進めよう！**

2016年度は、超党派国会議員73名、大学教授や平和研究所所長など99名、韓国の大学教授など9名、合計181名の皆様が、「戦争放棄を定める憲法9条を保持している日本国民」をノーベル平和賞の候補に推薦してくださいました。そして、推薦文の参考資料として署名705274筆を報告させていただきました。推薦人になってくださいました先生方をはじめ、たくさんの方のご支援ご協力を心から感謝申し上げます。

安保法制も通ってしまったのに、まだ「ノーベル平和賞を」なんてやっているのか！という声も聞こえてきそうですが、しかし、憲法は何一つ変わっていません。ノーベル委員会も「日本国民」という枠組みで、2年間も正式なノーベル平和賞候補として登録してくださっています。ですから、憲法が憲法である限り、私たちは取組続けます！そして、みんなで力を合わせて、安保法制を廃止し、国家権力を縛り、さらに戦争しない憲法9条を世界に広めていくとき、それは日本人だけでなく、世界中の人たちにも、とても意味のある事だと信じています。

そして、憲法の素晴らしい理想を実現するのは、誰かすごい一部の人たちではなく、私たち1人ひとりです！みんながノーベル平和賞候補です！前文に書かれた、「世界中の人たちの平和的生存権を保障し、国として戦争しない、そして世界中の人たちみんなのために頑張る」というノーベル平和賞級の素晴らしい国家プロジェクトの一員であることに誇りを持って頑張ろう！このメッセージを発信して自分事にしてもらい、一緒に動き出してもらいたいです！

今、私たちは崖っぷちに追いやられていると思います。しかし、この状態からでも、憲法を基に、大ドンデン返しをみんなで起こせると信じています！そして、その大ドンデン返しが、いつ起こってもいいように、毎年毎年、信じて、期待して、「戦争の放棄を定める憲法9条を保持している日本国民」を推薦し続けます。

そして、大ドンデン返しを起こすためにも、ノーベル平和賞の署名を目標の100万人に近づけ、あわせて2000万人署名の達成にも協力していきましょう。市民と野党が政党の違いを超えて安保法制の廃止と立憲主義の回復で一致協力し、来たるべき選挙で安保法制NOの声を結果に結び付けていきましょう！

● 「憲法9条を保持する日本国民にノーベル平和賞を」

● 【安保関連法を廃止するために、選挙協力してください】

● 総がかり実行委員会「戦争法廃止 2000万人署名」

詳細は P8

記者会見 2016・2・2



◆2月2日、記者会見を開きました。

2016年度の推薦締切2月1日までに、今年度も授賞対象を「憲法9条を保持している日本国民」として181名の推薦をいただきました。推薦文の参考資料として2月1日、午前10時時点の署名数を、(紙面626,102筆+ネット79,172筆 合計705,274筆)ノルウェーのノーベル委員会に送りました。このことを神奈川県相模原市役所の記者クラブでご報告させていただきました。記者会見では、推薦人が昨年の2倍になったことについてや、2016年度の活動について、海外との連帯についての質問がありました。共通推薦文、推薦人一覧、記者会見の新聞記事は別紙をご覧ください。

共同代表*松本ルカ



写真上：記者会見会場の外で。

写真左：記者会見のようす。

最近、あちこちで耳にするようになってきた自民党の改憲草案の緊急事態条項。名前からすると災害対策?のように思ってしまうかもしれませんが、この条項がとんでもない危険なものであると聞き、憲法学者であり、推薦人になってくださっている石崎学教授に初心者でもわかり易いように解説していただきました。



何が変わるのか!?!—国家緊急権条項新設

石崎学(龍谷大学教授・憲法学)

国家緊急権とは、外部からの武力攻撃、内乱、大規模自然災害等のために憲法を遵守して統治をしていたのでは、憲法秩序そのものが守りきれない場合に、一時的に政府(日本では内閣)に権力を集中し、緊急事態に対処して、憲法秩序を守る権限です。憲法秩序を守るための権限ですが、一時的に憲法の例外を認めるためにその濫用によって憲法秩序が破壊される危険もある権限です。

日本国憲法には、国家緊急権の規定はありません。しかし、例えば自然災害発生後の混乱状態において居住・移転の自由(憲法22条)や「財産権」(憲法29条)を制約できるのは当然として、「流言飛語」などの重大な害悪をもたらす表現(憲法21条)を規制すること等も日本国憲法のもとでも可能です。

自民党は、2012年4月に改憲草案を発表しました。安倍首相は、来る7月の参議院議員選挙の争点として「改憲」を強調していますが、この改憲草案が念頭にあると考えられます。その98条と99条が国家緊急権の規定です。これらの条項には緊急事態についての明確な定義はありません。仮にこれら規定が日本国憲法に新設された場合、内閣は、どのような権限を手にするのでしょうか。緊急事態を国会の事前の承認なく宣言できます。また国会の制定する法律と同じ効力のある政令を制定できます。そして衆議院議員の任期を延長できます。さらには報道の規制、集会の禁止、裁判官の発する令状抜き的身柄拘束や家宅捜索などの強制捜査、国民に自衛隊等への協力の義務付けをなす権限も手にするものと考えられます。

つまり自民党の改憲草案の国家緊急権条項を新設するだけで、緊急事態において、憲法の重要部分の効力を停止できてしまうのです。それは、憲法全体について「例外」を設けることに他ならず、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうに」(憲法前文)、権力分立を定め、国民の権利を手厚く保障した日本国憲法の趣旨を没却することに他なりません。

◆「安保関連法」は「戦争法」

共同代表 石垣義昭

2016年は、「憲法9条にノーベル平和賞を」の運動と日本国民にとって最も重要な年明けとなった。安倍首相は新年早々、今年の参院選で与野党の改憲勢力が議席の三分の二以上を占めて、明文改憲発議を確実のものにすると公言した。安倍首相の言う明文改憲が本当に日本国民の未来を開くのかを深く問わなければならない。

私たちは昨年、一昨年と「憲法9条を保持している日本国民にノーベル平和賞を！」の目標を掲げ、ノルウエーのノーベル委員会から「ノーベル平和賞の候補」として、受理されてきた。国の内外から多くの支援の声を寄せられてきた。三年目となる今年も昨年を越える多くの推薦者によって推薦を受け、その推薦書を提出した。運動に共感する人々からの署名も70万を超えてきている。そのことを報告し、戦争は悲惨な現実以外の何ものももたらさない事を改めて確認したいと思う。

2014年7月1日「集団的自衛権の行使容認」が多くの市民（国民）の反対の声を無視して閣議決定された。この前後に「憲法9条にノーベル平和賞を」実行委員会への署名が急速に増えた。国民の多くがこの閣議決定によって、日本の自衛隊が世界中のどこの戦場にも、いつでも参加できる国に変わる事への危機感を募らせたことを感じた。

ところが、ここにきて安倍内閣の支持率が回復してきているという。「ナチスの手法にならって」と言っていた麻生大臣の支持率も回復しつつあると言う。日本は自民党の「憲法改正草案」が示す戦前の軍事国家に戻ろうとしているのだろうか？「積極的平和主義」によって「国民を守ると言いつつ、アメリカとの同盟関係を優先し、戦争のできる国づくりに向かう」安倍内閣を50パーセントをこえる国民が本当に指示し始めたのだろうか？

安倍内閣は様々な手法で国民の目をくらまそうとしているが、あの国会前から澎湃（ほうはい）として湧き上がった国民の声を忘れまい。国民の声を無視する「アベ政治を許さない」のプラカード、大学生による「民主主義ってなんだ」のコール。これは憲法違反を重ね、民主主義を否定する政府への問い掛けであり、それを許していいのかという自分たちへの問い掛けでもあった。ママの会の「だれの子どももころさせない」のコールは「集団的自衛権の行使容認」の閣議決定を踏まえる「安保関連法」が「戦争法」であることの本質をもっとも鋭く見抜いていた。

軍事基地建設に反対し、命と暮らしを守るために全力で戦う沖縄の人々、その人達を暴力的に排除する政府、自ら憲法違反を犯しながら、法に基づく排除とうそぶく政府。

国民の皆さん耳をそばだててください。目を凝らしてみてください。日本はその根のところで崩れ始めています。子どもたちの貧困問題、労働環境の悪化から起こるさまざまな事故、大手企業のごまかし、そして何よりも政府の腐敗です。年金基金をギャンブル的運用に勝手に使う横暴。暴言を吐いても、憲法違反をしても居直っている内閣。国民は日々の生活が徐々に崩されていく不安を感じている。

日本国憲法の精神に立つ野党統一候補をこそ当選させ、「安保関連法」の運用をまずストップさせる事が求められている。

実行委員会はこの運動を始めて3年目を迎え、運動を通じて「日本国憲法」への理解を深めてきた。「日本国憲法」は日本国民の人間としての平和的生存権を保障し、個人（人間）としての尊厳を保持しようとする崇高な精神に立つものであり、「日本国憲法」こそは混迷する世界の道しるべとなるべき憲法である。「憲法9条を保持する日本国民」にノーベル平和賞が授与され、憲法が世界のものとなることを切に念願する。戦争による地球環境の破壊。戦争による悲惨な殺戮。空爆によって生活の場を奪われた多くの難民。そうした現実を克服し平和な世界を実現するため、憲法9条による一歩を歩みだそう。



◆2000万署名に取り組む

共同代表 落合 正行

戦争法が「成立」して、日本が戦争する国に変わろうとしている今、18歳になって、初の選挙権行使に臨む若者はどんな心構えなのだろうか。

「自由及び権利」を「不断的努力によつて保持」(憲法 12 条)し続けてきた先達の「努力」への敬意を著しつつ「歴史の教科書の片隅にも載らないような誰かが鳴らし続けてきた道の上に、いま私はこうして立っています」2015 年国会前に集結したある日のシールズ発言者の在籍する大学を訪ねてみたかったです。

冷たい雨の降る代々木練兵場を行進する「学徒出陣」の光景を、「きけわだつみの声」を遺して散った若き知性と良心の悲しみを思い出しながら、「戦争法の廃止を求める統一署名」用紙を携えて、大学キャンパスの昼休みに訪れました。

戦争を知らない学生たちは生き生きして元気でした。

陽だまりで五・六人の団欒のグループが幾つかある中に近づきながらどのように話かければいいのか

80 歳も過ぎた自分を顧みながら考えるのです。もし孫がいれば、このくらいの青年になっているのだろう。「せっかくのお話し中ごめん」誰も嫌な顔をしないのです。去年の春から秋にかけての異常な国会の様子をご存知かと聞けば、知らない者はいない、安倍政権が強行成立させた安保関連法の廃止を求める 2000 万人署名の話になると知る者はいないのです。「是非署名して欲しい」と訴えると、顔を見合わせながら躊躇している中から「私賛成するよ、戦争反対だからね」と女子学生が最初に伝えてくれました。隣の彼は首を曲げて手で御免の意思表示、その隣に「君はお願いできますか」と、すると「その 11 本の法律の名を言ってみてください」うんそれは「国際平和支援法と平和安全法整備法とって 10 本を纏めたもの…その一つ一つは自衛隊法改定とかPKO 法改定とかあるけど…」あとはつまびらかではないのだと白状するしかありません。戦争できるように法整備するのに「平和」をつけた法律のまやかしは、「東洋平和のため」と信じた少年時代の忌まわしいあの戦争の思い出を話さずにはいられませんでした。彼は解ったという風に署名のボールペンを握るのでした。その隣の彼は「ぼくは住所は書けないな」と言って応じてくれました。いつもの街頭署名では経験できない爽やかで、新鮮でした。「戦争法廃止の署名ですか」そう言って向こうから近寄って来て署名をした学生は少し歳取って見えるので「先生ですか」と尋ねると「いや社会人入学ですよ、少し哲学の勉強をしなけりゃあいけないと気がつきましてね」なるほど、この大学らしい学生に遇えた慶びのようなものを感じた一瞬でした。この学生には持参の「ノーベル実行委員会」ニュースを読んで欲しいと渡しました。

この日共同代表の石垣さんはキャンパス入口の広場に「総がかり行動実行委員会」作成の 2000 万署名の幟と横断幕の机の前に立って登校する学生に署名をよびかけました。

「木曜日は学生の少ない日よね」と言って署名した女性教授が居ましたとのこと、机の上には署名された何枚かの用紙がありました。

若者たちの中に飛び込めば一時間あれば 100 筆ぐらいはと思いきや、現実には甘くないものでした。

正味 50 分、二人で 30 筆の署名を大切に持ち帰りました。



実行委員会で作成した宣伝用ティッシュのデザイン
通称「9条ティッシュ」

2016. 1. 14

◆野党共闘の願いをこめて、野党 5 党に署名をお届けしました！

10月17日より野党5党の皆様宛に、署名「安保関連法を廃止するために、選挙協力をしてください。」を立ち上げて、賛同を募るとともに、野党5党と無所属の国会議員お1人おひとりの議員事務所を回って、ネット署名に寄せられたコメントを印刷してお届けし、共闘をお願いしてきました。また、1/22 ミナセン市民勝手連シンポジウムでは、大勢の皆様の前で野党5党の代表として参加されていた5人の皆様にも直接署名をお渡しすることができました。

レポート 1/22 ミナセン・シンポジウムにて

1月22日(金)、参議院議員会館で、「ミナセン(みんな選挙)」市民勝手連の全国各地 29 団体がはじめて顔を合わせ、「選挙で安保法制廃止を目指す！ミナセン市民勝手連シンポジウム」が行われました。

はじめに、「明日の自由を守る若手弁護士会(あすわか)」の小口幸人・太田啓子両弁護士が、安倍首相が「憲法にどのように位置付けるかについては、極めて重く大切な課題」としている「緊急事態条項」について、その危険性をそれぞれに強く訴えました。(「緊急事態条項」については、2 ページの緊急報告をご参照ください。)ここで、急遽かけつけてくださった特別ゲストの柳澤協二氏から激励のコメントをいただきました。



つぎに、各勝手連の代表がそれぞれの活動や選挙区情報を報告し合い、長野からの報告「数日前に、民主・共産・社民の 3 党が同じテーブルに着き、統一候補を立てる方向で合意がとれました」には大きな拍手がおこりました！つづけて、SEALDs 千葉泰真氏の熱いスピーチ、IWJ 岩上安身氏による選挙状況分析に会場は熱心に聞き入り、「最悪でも、改憲派に決して 2/3 を渡してはならない」の思いを強くしました。

盛りだくさんのプログラムの最後に行われた野党 5 党によるパネルディスカッションでは、多くの地域で野党協力がなかなか進まない現状をあらためて実感。そんな中、最後にお時間を少しいただいて、参加者からの熱



い願いと共に、当実行委員会が、多くの皆さんから寄せられた「安保関連法を廃止するために選挙協力してください」の署名 8975 筆とコメントを、野党 5 党の皆様到手渡しし、受け取っていただくことができました。畑野君枝議員(共産党)、初鹿明博議員(維新の党)、福島みずほ議員(社民党)、福山哲郎議員(民主党)、山本太郎議員(生活の党)(50 音順)です。

署名は 5 月末まで集めます。野党共闘を求め続けると共に、2000 万人署名を通して、安保法制廃止と立憲主義・民主主義を求める仲間を増やしていきましょう。

2016 年度も「日本国民」として取組みをすすめる意味

●戦争しない憲法 9 条を 70 年間保持しているのは「日本国民」 ●1人1人が主権者として、自分のこととして ●受賞対象を特定の護憲の人や団体に絞らない ●考え方の違いはあってもみんな平和を実現するために共に歩むかけがえのない大切な仲間です ●9 条に光が当たることを願って ●「日本国民」は前年度の正式なノーベル平和賞候補として登録されています 詳細は <http://nobel-peace-prize-for-article-9.blogspot.jp/> をご覧ください。



◆「憲法 9 条にノーベル平和賞を」 共通推薦文 賛同者を募る運動にとりくんで

京都 憲法九条・静市の会

この運動が始まった年、推薦資格のある方に推薦をお願いしたところ、「気持ちはあるが忙しいので」ということで実現できませんでした。その時、何か共通の文章があればいいなあと話していました。

今年推薦資格のある方々に推薦のお願いをしてくださいということで、共通推薦文が送られてきた時、これだと思いました。

12月の事務局会議で賛同者を募る運動に取り組むことを確認し、短期間ではありましたが取り組んできました。取り組んでの感想は、直接お願いすると皆さん快く賛同くださいました。そして 19 名の賛同者を得ることができました。単に名前を出すということに留まらず、そういう形でそういう立場の方々に「ノーベル平和賞を」の運動に関わっていただけるという意味があると思います。全国的にきちんと位置づけたら、きっと広がる運動になると思います。そして、千人単位のレベルの賛同者を集められることと思います。

事務局 勝島千鶴子

◆ノーベル平和賞候補・推薦者依頼の取り組み

福島県九条の会

2年続けて有力な候補とされながら、「日本国民にノーベル平和賞」の受賞が実現できず、残念です。

福島県九条の会では、現在、「戦争法」廃止を求める 2000 万署名に取り組んでいます。明文改憲がたくらまれている今だからこそ、「憲法 9 条」にノーベル平和賞が授与されれば、そのインパクトは非常に大きなものが期待されます。そのような観点から、地元、福島大学の元学長、名誉教授など候補・推薦者の資格要件を満たす方々 18 名に、お願いして快く引き受けていただきました。これらの方々の多くは日常的に憲法 9 条を守る活動を何らかの形で実行しています。名簿筆頭の吉原泰助さんは、福島大学の元学長であり、同時に福島県 9 条の会の代表でもあり、「9 の日行動」（宣伝・署名活動）の先頭に立たれています。また、「戦争法」成立後も、その危険性をパンフ「『九条』いまだからこそ 戦争か平和かの岐路で考える」を著し、発表するなど、奮闘されています。

文責：那須稔雄

◆中国の皆さんが 152 筆の署名を送って下さいました！！

上海在住の日本人の方が中国人のご友人に「憲法 9 条にノーベル平和賞を」の取組についてお話しください、またそのご友人たちがまわりの方々にお声かけくださって、152 筆の署名を集め送って下さいました。

以下、お手紙より「署名が集められたのは中国の友人らの尽力によるものです。友人らの協力には心から感謝をしたいと思います。お送りする署名は非常に微少なものですが、署名数の増加にわずかでも寄与することができ、今や風前の灯になりそうな 9 条の死守にもつながってくればと祈っています。」

中国語の署名には南京の住所もあります。「日本は戦争しない憲法 9 条を守り、活かしてほしい」「国を超えて一緒に手をつないで、平和を守って行こう」とのメッセージも伝わってきます。



ご案内

●『安保法制と平和的生存権』

日時：3月25日（金）16時～18時

場所：衆議院第2議員会館 第1会議室

お問い合わせ：平和への権利国際キャンペーン日本実行委員会

電話 03-3225-1020 Fax 03-3225-1025 メール jalisa@jalisa.info



●『明日を決めるのは私たちー平和といのちと人権を！5.3 憲法集会』

日時：5月3日（火・休）12時コンサート 13時集会 14時30分デモ（予定）

場所：有明防災公園

主催：5.3 憲法集会実行委員会

<http://www.anti-war.info/action/>

●『9条かながわ大集会2016 in 湘南（仮称）』

日時：6月4日（土）

場所：茅ヶ崎市市民文化会館など

お問い合わせ：九条かながわの会 電話 045-212-9397

本の紹介

『日本国憲法の誕生』奥野浩之・文／黒須高嶺・絵
岩崎書店刊、A4 変形判、40P、1800円＋税

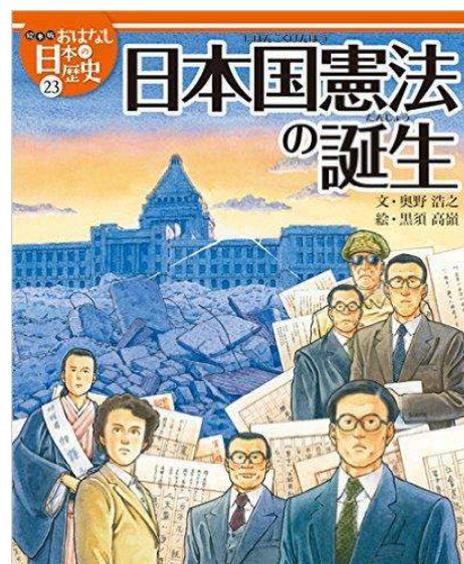
この本は、小学校の図書館で子どもたちに利用してもらおうとつくった「絵本版おはなし日本の歴史」という社会科絵本シリーズ（全24巻）の1冊です。日本国憲法の誕生は、近現代史のなかでも子どもたちにぜひ知っておいてもらいたいできごとのひとつ。高校の日本史教科書の執筆にもたずさわる相愛大学の奥野浩之先生が、敗戦前後の背景をふくめ、憲法誕生の過程をわかりやすく絵本にしてくださいました。GHQの思惑、日本政府の対応、憲法研究会の草案、ベアテ・ゴードンの思い、国民の受け止め方、民生局の修正要求、国会での議論と修正、憲法がもたらした希望など、その流れが臨場感あふれるイラストともにわかりやすく語られています。

解説ページでは、敗戦後の学校の状況と教育基本法、社会科教科書『あたらしい憲法のはなし』、東京裁判と天皇訴追のことなどにも触れています。もちろん憲法第9条の意味にも触れ、「憲法9条にノーベル平和賞を」の動きも紹介しています。日本国憲法の前文と全条文も、巻末に掲載しました。

子どもたちのために、やさしく丁寧につくられた、<イラストで見る日本国憲法誕生ものがたり>。ぜひ一度読んでみてください。そしてお友だちや関係団体の方たちにもご紹介いただき、多くの子どもたちに読んでもらえればと思います。

お近くの書店かアマゾンなどでご注文ください。10冊以上の団体注文は、岩崎書店編集部
Tel. 03-3813-5526（北川）までご相談ください。 （岩崎書店編集部 北里）

「憲法9条にノーベル平和賞を」の動きも紹介しています。



3つの署名にご協力ください!! 広げてください!!

● 「憲法 9 条を保持する日本国民にノーベル平和賞を」

<http://chn.ge/1bNX7Hb>

※HPから署名用紙をダウンロードできます。紙面かネット、どちらか一つをご署名ください。

● 【安保関連法を廃止するために、選挙協力してください】

<https://www.change.org/p/stop-ampo-hou>

※HPから署名用紙をダウンロードできます。紙面かネット、どちらか一つをご署名ください。

最終集約：2016年5月31日 *急を要しますので、集まり次第、その都度、各党に届けます。

● 総がかり実行委員会「戦争法廃止 2000万人署名」

<http://sogakari.com/?p=1095>

連絡先：1000人委員会⇒Tel03-3526-2920

9条壊すな！実行委員会⇒Tel03-3221-4668

憲法共同センター⇒Tel03-5842-5611



事務局からのお知らせ ~皆様へのお願い~ いつもご支援・ご協力心から感謝申し上げます。

◆今後、新聞の地方紙、あるいは地方版で、「憲法9条にノーベル平和賞」の取り組みや関連記事がありましたら、実行委員会までお知らせくださると有難いです。ご協力どうぞよろしくお願いいたします。

◆賛同団体（署名取扱い団体）募集中です！

この取り組みは、「憲法9条にノーベル平和賞を」という願いもアイデアも皆様のものとして、主旨に賛同して下さるお一人一人や団体が、主体的に、自主的に、責任をもって出来る範囲で、思いつく様々な方法によって、憲法九条の素晴らしさと推薦・賛同の輪を世界に広めていただきたいと願っています。

賛同団体としてお名前を公表し、署名を集めてくださる団体は、実行委員会アドレスにご連絡ください。

◆署名用紙を送付して下さった方々にもニュースをお届けしております。

メールでの送付または送付不要の場合は、ご連絡ください。

◆現在紙面のニュースを郵送で受け取っている方で、今後、ネットでの受け取りを希望される方は実行委員会 [c.npp4a9@gmail.com]まで、お名前とアドレスをお知らせください。

◆実行委員会は皆さまのカンパによって運営されております。ご協力をお願いします。

カンパ振込先

郵便振替⇒加入者名「憲法9条にノーベル平和賞を」実行委員会

口座記号番号 00200-4-52540

これまでに寄せられましたカンパ、切手の献品を心より感謝いたします。

実行委員会は皆様からのカンパによって運営されています。

ご協力をよろしくおねがいします。

◆◆ 署名ご送付時のお願いとご注意！！ ◆◆

* 必ず「落合正行宛」をご記入の上、郵便局またはポストから送って下さい。

(個人情報が入力されている署名用紙などは、メール便では取扱いされません。

また、メール便、宅急便では郵便局で受け付けてもらえませんのでご注意ください。)

郵便か郵便
小包で送っ
て下さい♪

〒252-8799 神奈川県座間市相模が丘1-36-34

座間郵便局留め 担当：落合正行 宛

署名送付先 郵便番号が変更になりました。旧) 252-0001→新) 252-8799 旧〒でも受け取れます